地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御名御璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百十号

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）の施行に伴い、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第四項第一号、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項並びに地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第六条及び第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方財政法施行令の一部改正）

第一条　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条の表第十三条第一号イの項中「場合における」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）第四条の規定による改正前の」を加え、「特例交付金法」を「旧特例交付金法」に改め、同表第十三条第五号の項中「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」を「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十四年政令第百十号）第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」に改める。

附則第十六条の表第十三条第一号イの項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同表第十三条第五号の項中「第二条第二項」を「第二条」に改める。

附則中第十七条を削り、第十八条を第十七条とし、第十九条から第二十一条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第二十二条を削る。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第二条　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「児童手当及び子ども手当特例交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金をいう。以下この項において同じ。）」及び「児童手当及び子ども手当特例交付金」を削る。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第三条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条」を「第六条」に改め、同条第一号中「第五条第一項」を「第四条第一項」に、「決定した」を「決定し、又は変更した」に改め、同条第二号中「第六条第一項から第三項まで」を「第五条第一項又は第二項」に改め、同条第三号中「第六条第四項」を「第五条第三項」に改める。

第二条第一項を削り、同条第二項中「地方自治法施行令」の下に「（昭和二十二年政令第十六号）」を加え、「減収補**塡**特例交付金（同条第二項に規定する減収補**塡**特例交付金をいう。以下この項において同じ。）」を「地方特例交付金」に、「第九条第一項」を「第八条第一項」に、「減収補**塡**特例交付金」を「地方特例交付金にあつては同項の地方特例交付金」に、「第九条第三項」を「第八条第二項」に改め、同項を同条とする。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第四条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

題名中「施行等」を「施行」に改める。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第五条を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（災害対策基本法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の災害対策基本法施行令第四十三条第二項の規定は、平成二十四年度以後の年度における同項に規定する標準税収入額の算定について適用し、平成二十三年度以前の年度における第二条の規定による改正前の同令第四十三条第二項に規定する標準税収入額の算定については、なお従前の例による。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正）

第三条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条から第六条までを次のように改める。

（平成二十四年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第四条　平成二十四年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第二十二条」とあるのは「地方財政法施行令附則第十七条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「地方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十一条第三項及び第十五条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十五条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

（平成二十五年度及び平成二十六年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第五条　平成二十五年度及び平成二十六年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第二十二条」とあるのは「地方財政法施行令附則第十八条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「地方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十一条第三項及び第十六条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十六条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

（平成二十七年度以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第六条　平成二十七年度以後の各年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第二十二条」とあるのは「地方財政法施行令附則第十九条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「地方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十六条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令附則第十六条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令第十三条第一号ロ」とする。

附則第七条を削り、附則第八条を附則第七条とする。